

第1章 函館市の環境行政

1 我が国における環境問題の変遷

我が国における環境問題は、昭和30年代からの高度経済成長期における重化学工業の進展などが水俣病などの産業公害を引き起こし、特定の事業活動が住民に健康被害をもたらす構造でした。このため、国は公害対策関係の法律や自然環境保全法の制定、環境庁の設置により、公害対策と自然保護対策を二本柱として環境政策を進めました。

昭和50年代には都市・生活型公害が顕在化し、昭和60年代には地球の温暖化やオゾン層の破壊など地球規模での環境問題が顕現化してきました。

近年の環境問題に関する世界の動きとしては、2015(平成27)年に持続可能な開発目標(SDGs)を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」や地球温暖化対策の新しい国際的枠組み「パリ協定」が採択され、2020(令和2)年から「パリ協定」の本格的な運用が始まったほか、プラスチックごみの海洋流出による生態系への悪影響など地球規模での対応が求められており、我が国においても、2018(平成30)年6月に「気候変動適応法」が成立し、同年12月に施行されたほか、2019(令和元)年5月に「プラスチック資源循環戦略」や「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」が策定されています。また、2020(令和2)年10月に内閣総理大臣の所信表明演説において2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすることを宣言し、2021(令和3)年4月に2030(令和12)年に向けた温室効果ガスの削減目標を2013(平成25)年度比で46%削減すると表明するとともに、同年5月に2020(令和2)年10月に宣言した政府目標を盛り込んだ地球温暖化対策推進法を改正し、同年10月に地球温暖化対策計画が改定されました。そのほか、同年6月にプラスチックごみを削減し、循環利用するよう促す「プラスチック資源循環促進法」が成立したほか、2023(令和5)年3月に生物多様性国家戦略2023-2030が策定され、同年5月に気候変動適応の一分野である熱中症対策を強化するため、気候変動適応法の改正が成立するなど、各分野の施策を推進していくこととしています。

2 本市における環境行政

公害の問題が全国的にクローズアップされはじめたころ、本市においてもこれに対処すべく1965(昭和40)年12月に助役を長とし、関係部局長で構成する公害対策連絡会を発足させ、次いで1970(昭和45)年10月に企画部に公害対策課、同年12月には衛生試験所内に環境試験係を設置するとともに、市長の諮問機関である公害対策審議会の発足など体制の整備を図りました。

1972(昭和47)年には「公害防止条例」、「廃棄物の処理および清掃に関する条例」を制定し、国や道の規制措置とあわせた施策により、公害防止対策や廃棄物処理の適正化を図るとともに、1993(平成5)年には「ごみの散乱防止に関する条例」を制定し、美しく快適な生活環境や良好な都市環境の形成に努めています。

1999(平成11)年9月には、良好な環境の将来への継承および持続的に発展する社会の構築などを基本理念とした環境基本条例を制定しました。その基本理念の実現に向け2000(平成12)年3月に函館市環境基本計画、2010(平成22)年3月に函館市環境基本計画[第2次計画]、2020(令和2)年3月に函館市環境基本計画[第3次計画]を策定し、各分野で環境保全のための取組を進めています。

また、近年、地球温暖化への対応が世界共通の喫緊課題となるなか、2020(令和4)年度の市政執行方針において、ゼロカーボンシティの実現に向けて、2050(令和32)年までに温室効果ガスの排出量実質ゼロをめざし各種施策を実施することを表明し、その実現に向け2023(令和5)年1月に第2次函館市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を策定し、地球温暖化対策をより一層推進していくこととしています。

3 函館市環境基本計画[第3次計画]の概要

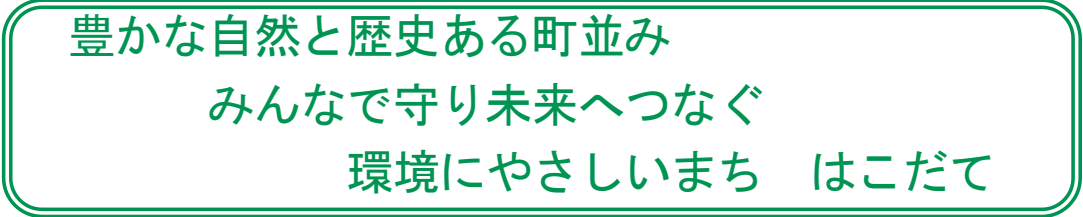
(1) 計画策定の目的

函館市環境基本条例第3条の基本理念の着実な実現に向け、環境に関する広範な施策を市民、事業者および市がそれぞれの責務を自覚し、自主的かつ積極的に取り組むとともに、相互に協力し連携しながら総合的・計画的に推進するために策定するものです。

(2) 計画期間

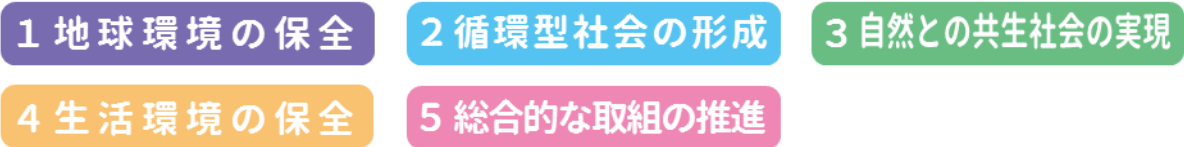
2020(令和2)年度から2030(令和12)年度までの11年間です。

(3) めざす環境像



(4) 基本目標

めざす環境像を実現するために、5つの基本目標を定め、各種施策を展開します。



(5) 計画とSDGsとの関連性

SDGs（持続可能な開発目標）は、2015(平成27)年9月に国連で採択され、持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットで構成される2030(令和12)年までの国際社会共通の目標です。

本計画の施策を推進することにより、SDGsの実現に資することにつながるものです。



出典：国連広報センター「持続可能な開発目標（SDGs）」

(6) 施策の体系

5つの基本目標に基づき、私たちが環境の保全および創造に取り組むうえでの柱となる基本施策を定め、具体的な施策の内容を個別施策として設定します。



(7) 計画の推進

地域として一体的に取り組めるよう、市民、事業者、市などが情報を共有し、連携・協力しながら推進できるような環境づくりに努めます。

計画の進捗状況は、年次報告書となる「函館市環境白書」を作成し、公表します。